



発 監 第 3 1 号
令和 2 年 1 1 月 1 1 日

琴浦町水道事業管理者

琴浦町長 小松 弘明 様

琴浦町監査委員 稲 田 裕 司



琴浦町監査委員 桑 本 始



随時監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づく監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

随時監査結果報告書

1 監査の種類 随時監査（地方自治法第199条第5項）

2 監査実施日 令和2年9月30日から令和2年11月11日まで実施した。
詳細については次のとおりである。

- (1) 9月30日 町長及び所属課へ監査を実施する旨の通知を提出。
- (2) 10月23日 所管課から提出された書類の説明を受けた。
- (3) 10月23日 上水道施設の実地監査を実施。
- (4) 11月11日 意見書を提出。

3 監査の実施内容 町営の上水道施設の管理状況について現地調査を行った。

第3配水池（美好）東伯地区

第3水源地（美好）

大父木地配水池 赤碕地区

大父木地水源地

金屋配水池

金屋水源地

4 監査の方法 書面による監査及び実地検査（現地の視察及び説明聴取）

5 監査の結果及び意見

琴浦町監査基準に準拠し、監査した結果、以下に記述したとおり、検討すべき事象が見られたので、今後については適切に対応されたい。

(1) 本町の「水道ビジョン」の策定を早急に

町では、「水道ビジョン」が未策定のため、施設整備に関する計画、耐震化、継続的なインフラ整備等の具体策が不明である。早急に策定されたい。

(2) 災害時の対策について

町BCP計画（H25.3）が策定されているところであるが、配水にあたって地下水をくみ上げるための電源が長期間にわたって切断される等の場合を想定し、災害時の電源確保について具体的な対策を講じられたい。

(3) 耐震化への対応について

大父木地配水池以外の施設の耐震化が図られていない。地震による施設の損壊等を予測し必要性について検討いただきたい。

(4) 継続的なメンテナンスの実施について

上水道の確保は町民が生活するうえで重要なインフラであり、施設管理は重要な業務となる。特に侵入者等が無いよう警備等安全対策を図られたい。

(5) 漏水について

一昨年台風により大幅な漏水が発生した可能性があるとのことであったが、給配水施設において破損個所が無かったのか確認いただきたい。

【現地写真】



第3水源池（美好）東伯地区



第3水源池（美好）滅菌室



第3配水池（美好）



大父木地配水池



大父木地水源地 赤碕地区



大父木地水源地 緊急遮断弁盤等



金屋水源地



金屋配水池